

学藝衆と連携した修学旅行向けコンテンツ造成実施業務 受託候補者選定審査基準

1 選定基準

次の項目について、提案書及び見積書を『学藝衆と連携した修学旅行向けコンテンツ造成実施業務受託候補者選定委員会』（以下「選定委員会」という。）において選定委員（委員長、委員、事務局長の計3名）が項目別に評価し、最も高い合計点を得たものを受託候補者として選定する。

(1) 企画提案内容

- ・仕様書を十分理解し、提案書の内容が論理的で説得力を持っているか。
- ・本事業の目的を踏まえ、学藝衆との連携に主軸をおいた質の高いプログラムを造成できる提案がなされているか。
- ・提案されたコンテンツが京都の多様な魅力を活かし、発信するものとなっているか。
- ・提案されたコンテンツは、学校や修学旅行生の学習ニーズに合ったものとなっているのか。
- ・造成されるコンテンツは十分であり、新規性のあるものか。

(2) 業務実施体制

- ・業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制がとられているか。
- ・業務従事（予定）者は、十分な業務実施能力及び業務実施経験を有しているか。
- ・実施スケジュールは、効果的で適切なものとなっているか。

(3) 実績

- ・類似の事例に関わった実績・経験を有しているか。

(4) 見積金額

- ・税込みの見積額の最低価格を満点（5点）とし、比例配分方式により評価（小数点第2位を四捨五入）する。

(5) その他 評価

- ・他の企画提案との比較等を踏まえ、創造性又は新規性等において評価できる要素はあるか。

(6) 京都市公契約基本条例との関係

- ・本市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業かどうか。

2 評価方法

- (1) 点数配分は「3 提案評価項目表」のとおりとする。
- (2) 選定委員会は、「見積金額」を除く各項目についてA～Eの評価を行う。
- (3) 各項目の配点に以下の評価係数を乗じたものを評価点とする。

評価	評価係数	評価内容
A	1.0	優秀である。 : 高度の能力を有している。
B	0.8	満足できる。 : 十分な能力を有している。
C	0.5	平均的である。
D	0.3	物足りなさを感じる。 : 能力が乏しい。
E	0.1	満足できない。 : 業務を委託することに不安がある。

- (4) 見積金額については、以下の算出式により評価点を配分する。

税込みの見積額の最低価格を5点とし、比例配分方式により評価（小数点第2位を四捨五入）

<委託金額の上限額：X、最低価格：Y、評価対象価格：Z>

$$Z \text{ の評価点数} = 5 - (Z - Y) \div (X - Y) \times 5$$

※ 提出された見積金額が委託金額の上限金額を超えている場合は失格とする。

3 提案評価項目表

	審査項目	配点	合計
1	<p>企画提案内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕様書を十分理解し、提案書の内容が論理的で説得力を持っているか。 ・本事業の目的を踏まえ、学藝界との学び合いに重点を置いたプログラムの提案がなされているか。 ・「仕様書」3(1)ア～ウの各プログラムにおいて、それぞれ複数個のプログラム造成が期待できるか。 ・学校や修学旅行生の学習ニーズ踏まえ、修学旅行の学びが深まるものとなるような提案がなされているのか。 ・モニターツアーの実施回数が十分であり、モニターツアーの結果から課題抽出、次年度以降への改善提案が期待できるか。 ・リーフレット、動画、ウェブサイト等へ活用するプロモーション素材について、十分に効果的な内容が期待されるか。 ・効果的なプロモーション手法が提案されているか。 	50点	100点
2	<p>業務実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務全体を円滑かつ安定的に遂行できる運営体制がとられているか。 ・業務従事（予定）者は、十分な業務実施能力及び業務実施経験を有しているか。 ・実施スケジュールは、効果的で適切なものとなっているか。 	20点	
3	<p>実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・類似の事例に関わった実績・経験を有しているか。 	10点	
4	<p>見積金額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画に応じた見積金額となっているか。 	5点	
5	<p>その他 評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の企画提案との比較等を踏まえ、創造性又は新規性等において評価できる要素はあるか。 	10点	
6	<p>京都市公契約基本条例との関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・京都市区域内に本店又は主たる事務所を有する中小企業かどうか。 	5点	